重要事項説明書

1. 事業主体概要

事業主体名	純真会					
法人の種類	医療法人					
代表者名	理事長 安藤文夫					
所在地	岐阜県可児市下恵土 3440 番地の 678					
他の介護保険関連の事業	居宅介護支援事業所 小規模多機能型居宅介護施設 通所リハビリテーション 訪問看護 訪問介護 訪問リハビリ 地域密着型通所介護					
他の介護保険以外の事業	あんどうクリニック (無床診療所)					

2. ホーム概要

ホーム名	グループホームそよ風					
ホームの目的	認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対し、家庭的環境のもと、食事・入浴・排泄などの日常生活の支援及び日常生活の中で心身の機能訓練を行ない、利用者がその有する能力に応じ可能限り自立して、安心して尊厳のある生活を営む事ができるようサートスを提供する。					
ホームの運営方針	本事業所において提供する(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、介護保険法の趣旨及び内容に沿ったものとする。 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成する事により、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。サービスの提供にあたっては、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行い、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努める。 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。					
ホームの責任者	倉田 富佐子					
開設年月日	2012年 2月 14日					
保険事業者指定番号	2 1 9 3 1 0 0 0 5 0					
所在地、電話・FAX 番号	岐阜県可児市矢戸 68 番地 (電話) 0574-48-8787 (FAX) 0574-65-6799					

交通の便	名鉄西可児駅より南へ徒歩15分					
建物概要(権利関係)	構造: 鉄骨造 延床面積: 543.78 ㎡					
居室の概要	一人部屋 18室 (一人当たりの面積 12.63 m²)					
共用施設の概要	居間及び食堂浴室					
緊急対応方法	ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、応急処置を行い、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業 者など、関係各位へ連絡する。					
防犯防災設備 避難設備等の概要	スプリンクラー設置 誘導灯 11ヶ所 屋内消火器 2個 自動火災報知器あり カーテンなどは防炎性能のあるものを使用 別途定める「純真会グループホームそよ風防災管理規程」にのっとり 年2回、避難訓練を入居の方も参加して行う。					
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社					

3. 職員体制(主たる職員)

		常勤		非常勤			π┢∕仌巫ョ#ケケ
職員の職種	員数	専従	兼務	専従	兼務	保有資格	研修会受講等 内 容
管理者	1人		1			介護福祉士 介護支援専門員	認知症対応型サービス 事業管理者研修、認知 症介護実践者研修
計画作成担当者	2人	1	1			介護福祉士 介護支援専門員	認知症対応型サービス 事業管理者研修、認知 症介護実践・リーダー 研修、認知症介護実践 者研修
介護従事者	17人	9	2	5	1	介護福祉士 介護職員実務者研修 介護職員初任者研修	認知症対応型サービス 事業管理者研修、認知 症介護実践者研修

4. 勤務体制

夜勤業務を行う従業者は、1ユニットあたり常時1名とする。

夜勤時間帯を除く時間帯に勤務する従業者は、介護保険法で定められた数とし、またはその 端数を増すごとに1名以上を増員する。

5. ホーム利用にあたっての留意事項

・面会時間 9:00から20:00

来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。

来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。

• 外出 • 外泊

外出・外泊の場合には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。

・居室・設備・器具の利用

住居内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損などが生じた場合、弁償していただく場合があります。

喫煙

決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。

・迷惑行為など

騒音などの入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。

また、むやみに他の入居者の居室などに立ち入らないでください。 ・所持金品の管理

所持金品は、自己の責任で管理してください。

· 宗教活動 · 政治活動

住居内での他の入所者に対する執拗な宗教活動および政治活動はご遠慮ください。

•動物飼育

住居内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

6. サービスおよび利用料等

保険給付サービス	食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等 上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額(省令により変動有り)が自己負担となります。
保険対象外サービス	理髪・美容、おむつ代については、各個人の利用に応じて自己負担となります。 料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。
居室の提供(管理 料)	2,300 円/日
食事の提供	1,300円/日(朝食220円 昼食540円 夕食540円)
その他の費用	その他自身で購入する物品などは実費精算で自己負担となります。

可児市は地域区分の 7 級地の適用地域であり、1 単位 10.14 円となります 総単位数に 10.14 円を乗じた保険請求額の 1 割分(又は 2 割/3 割分)が利用者負担額となります

基本部分

	基本単位
要支援 2	7 4 9
要介護 1	7 5 3
要介護 2	7 8 8
要介護 3	8 1 2
要介護 4	8 2 8
要介護 5	8 4 5

ショートステイ利用時

	基本単位
要支援 2	7 7 7
要介護 1	7 8 1
要介護 2	8 1 7
要介護 3	8 4 1
要介護 4	8 5 8
要介護 5	8 7 4

※該当の加算項目があった場合基本部分の総単位数に加算致します。

加算項目	基本	単位	加第	[内容	
	(1) 100/月		協力医療機関との間で利用者の同意を得て、 病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催		
協力医療機関連携加算	(2) 40/月		している場合 当該医療機関が要件を満たす場合(1) それ以外の場合(2)		
	(I) イ	57/日			
	(I) ¤	47/日	び特に利用者の状態悪	な健康管理、通常時及 化時における医療機関 調整、看取りに関する	
医療連携体制加算	(1) >>	37/日	を得る。	者又は家族に説明同意	
	(II)	5/日	- 他、施設基準を満たし -	に場合	
退去時情報提供加算	250/回		おいて、当該医療機関 同意を得て、心身の状	機関に入院する場合に に対して当該利用者の 況、生活歴等の情報を った場合(1人につき	
初期加算	30		入居日から30日間に た、30日を超える入り 対象となります。	限って加算します。ま 記後に再入居した場合も	
以下の加算は、厚生労働省の定 該当した場合に限り。			める加算要件が整った	場合や	
左 眼士松 	(I)	50	1ユニットにおいて、 者が2名以上となるな	夜勤従事者及び宿直 場合	
夜間支援体制加算	(II)	25		2 ユニットにおいて、夜勤従事者及び宿直 者が3名以上となる場合	
認知症行動·心理症状 緊急対応加算	200			理症状が認められ、在 緊急にサービスを利用 した場合(7日まで)	
若年性認知症受入加算	12	0		方を受入れ、個別の担 特性やニーズに応じた 場合	
	72		世界の 医師が医学的知見に 基づき回復の見込み がないと診断し、他 職種共同で介護計画	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	
看取り介護加算	144			死亡日以前 4 日以上 30 日以下	
	取り介護加算 680 1280			死亡日の前日及び 前々日	
			DV C 4 VIC 4/10 II	死亡日	

退去時相談援助加算	400		利用期間が1か月を超える利用者が退去し、 その居宅で居宅サービス又は地域密着型サー ビスを利用する時、サービスについての相談 援助を行い、同意を得て市町村、サービス事 業所に必要な情報文書を提供した場合
認知症専門ケア加算	(I)	3/日	認知症日常生活自立度のランクⅢ以上の利用者が 50%以上で、認知症介護に関わる専門的な研修を修了している者が 1 人以上配置され、認知症ケアに関する会議を定期的に開催している場合
※ 1	(II)	4/日	認知症介護に関わる専門的な研修を修了している者が1人以上配置され、指導しており、介護、看護職員ごとの研修計画を作成、実施している場合
認知症チームケア 推進加算	(I)	150/月	(2)の要件と合わせて、認知症介護の指導 に係る専門的な研修等を修了している者を1 名以上配置している場合
※ 2	(II)	120/月	個別に認知症の評価・測定を計画的に行い、 認知症の行動・心理症状の予防等に資するチ ームケアを実施している場合
			※1※2 は同時に算定しない
高齢者施設等感染対策 向上加算	(I)	10/月	新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関との連携体制を構築しており、感染対策に関する研修又は、訓練に年1回参加している場合
	(II)	5/月	感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関等から、感染制御等の実地指導を3年に1回以上受ける場合
新興感染症等施設療養 費	240/日		厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で施設介護を実施した場合(1月に1回、連続した5日を限度として)
生産性向上推進体制加	(I)	100/月	(II)の要件を満たし、業務改善の取組による成果が確認された場合また、複数のテクノロジーを導入し、職員間の適切な役割分担の取組を行っている場合
算	(II)	10/月	テクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上 ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に 行っており、1年1回、業務改善の取組によ る効果を示すデータの提供を行っている場合
サービス提供体制加算	(I) イ	22	当該事業所の介護従事者の総数の内、介護福祉士の資格を有する者の占める割合が 70%以上配置され、厚生労働省の定める基準に適合している体制が整った場合
	(II)	18	当該事業所の介護従事者の総数の内、介護福祉士の資格を有する者の占める割合が 60%以上配置され、厚生労働省の定める基準に適合している体制が整った場合

(Ⅲ) 6	当該事業所の介護従事者の総数の内、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上配置され、厚生労働省の定める人員基準に適合している体制が整った場合
-------	--

加算項目	基本単位		加算内容	
入院時の費用	246		入院又は外泊した場合、月6日を限度として所定単位数に変えて加算(入院の初日及び最終日は除く)	
口腔・栄養スクリーニング加算	20.	/回	利用開始時及び利用中6か月ごとに口腔の 健康状態のスクリーニング及び栄養状態の スクリーニングを行った場合	
栄養管理体制加算	30.	/月	管理栄養士(外部との連携可)が日常的な 栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や 指導を行った場合	
口腔衛生管理体制加算	30/月		歯科医または歯科医の指示を受けている 歯科衛生士が、介護職員へ毎月1回以上 口腔ケアに関わる技術的助言および指導 を受け、口腔ケア計画書を作成している 場合	
生活機能向上連携加算	(I)	100/月	自立支援・重度化防止に資する介護を推進 するため外部のリハビリテーション、専門 職と連携し、認知症対応型共同生活介護計 画を作成し計画的に機能訓練を行った場 合、初回が行われた日の属する月に加算	
生佔機能用工建烷加昇	(II)	200/月	外部のリハビリテーション、専門職と連携 し、認知症対応型共同生活介護計画を作成 し計画的に機能訓練を行った場合、初回が 行われた日の属する月以降3か月の間、1 月につき加算	
科学的介護推進体制加算	40/月		利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等基本的な情報を厚労省に提出しており、介護計画の見直し等サービスの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	
	(I)	0.111	厚生労働大臣の定める基準に適合している	
介護職員処遇改善加算 (令和6年5月31日まで)	(П) 0.081		↑護職員の賃金改善等を実施した場合に、一か月あたりの総単位数に左記を乗じた額	
	(Ⅲ)	0.045	を加算	
介護職員等特定処遇改善加算 (令和6年5月31日まで)	(I)	0.031	厚生労働大臣の定める基準に適合している 介護職員の賃金改善を実施した場合に所定	
	(П) 0.023		単位数に加算	
介護職員等ベースアップ等支援 加算 (令和6年5月31日まで)	0.017		同上	
介護職員処遇改善加算 (令和6年6月1日から)	(I)	0.186	厚生労働大臣の定める基準に適合している 介護職員の賃金改善等を実施した場合に、 一か月あたりの総単位数に左記を乗じた額 を加算	

減算について

厚生労働省の定める基準を満たさない場合、下記を乗じた単位数を所定単位数から減算致 します。

身体拘束廃止 未実施減算	1	0. 1	身体拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない場合
	□ (<u>%</u> 1)	0. 01	(※1 ショートステイ利用時)
高齢者虐待防止措置 未実施減算	0. 01		虐待の発生又は再発を防止するための措置が講じられ ていない場合
業務継続計画 未策定減算	0. 03		感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時 の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画が 策定されていない場合 業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場 合

利用料などのお支払方法

毎月、26日に「サービスおよび利用料等」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料などを金融機関口座からの自動引き落としとさせていただきます。

入院期間中は、管理料(居室の提供)のみ負担していただきます。

7. 協力医療機関

協力医療機関名	あんどうクリニック			
診療科目、ベッド数等	内科・循環器科・消化器科・リハビリテーション科・小児科 入院設備なし			
協力医師	氏名:安藤文夫			
協力医療機関名	可児とうのう病院			
診療科目、ベッド数等	内科・外科・整形外科・皮膚科・放射線科 入院設備あり(250 床)			
協力医師	氏名: 岸田 喜彦			
協力医療機関名	加藤歯科医院			
診療科目、ベッド数等	歯科 入院設備なし			
協力医師	氏名:加藤 陽人 訪問頻度: 緊急時など随時			

日常健康管理

あんどうクリニックより週 1-2 回程度看護師を派遣し日常的な健康管理を行う。また状態悪化時は、医師に連絡し対処する。

重度化した場合における対応

① 急性期において、上記の医療機関の医師の判断でホームでの医療が必要な時は訪問看護を利用し加療する。また、医師が入院を必要と認めた時は、利用者、家人と相談の上病院を紹介させて頂く。

- ② 入院中のホームの費用は、管理料と、月6日を限度とした介護報酬(入院時費用)となる。
- ③ ホームでの看取りの希望があるときは、利用者、家人、医師、ホームの責任者との十分な話し合いのもと可能な場合は所定の手続きを行う。

8. 運営推進会議の設置 (地域との連携)

利用者、家族、可児市の職員または地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者で構成され おおむね2月に1回開催する。ホームは活動状況を報告し、評価を受ける。また必要な要望、助 言などを聞き記録する。

9. 身体的拘束等の適正化に向けての対策

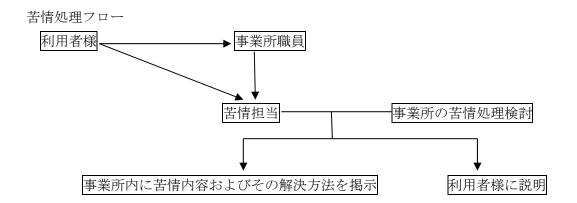
原則として、利用者の尊厳と主体性を尊重し、生活の自由を制限する身体的拘束等は行わない。 しかし、緊急やむを得ない場合は、「身体的拘束等の適正化のための指針」に基づき、実行させて 頂く。また、「身体的拘束等適正化対策委員会」を 3 ヶ月に 1 回定期的に開催し、その結果を他職 員に周知し、身体拘束をしないケアの実施に努める。

10. 苦情相談機関

ホーム苦情相談窓口	担当者氏名:倉田富佐子 そよ風 (TEL) 0574-48-8787
第三者委員 (連絡先電話番号)	奥村晴保(可児市民生委員児童委員)TEL 0574-65-4929
	尾関公通(可児市民生委員児童委員)TEL 0574-65-4428
	野村央子(可児市民生委員児童委員)TEL 0574-65-4706

その他

可児市役所介護保険課(介護事業者係) 0574-62-1111 岐阜県国民健康保険団体連合会(苦情処理委員会) 058-275-9826



(事業者)	住所	可児市矢戸 68 番地
	名 称	グループホームそよ風
	説明者	氏 名
私は、本書面に基づいて重要	事項の説	明を受けたことを同意します。
(利用者)住	所	
氏	名	
(代理人)住	所	
氏	名	

利用者との続柄